

令和 8 年度事業概要（鳥獣害安全対策室）

昨年度は、クマの出没件数が 515 件と過去最多を記録、市街地への出没も頻発し、市民生活に大きな影響を及ぼした。市民生活の安全・安心の確保に向けて、令和 8 年 4 月に「鳥獣害安全対策室」を新たに設置し、市街地をはじめ、居住地付近へのクマ・イノシシ出没に係る対応、対策を強化する。

（１）対策室の業務

- ・市民の居住地等付近にクマ等が出没した際に、情報収集、動向の把握及びその情報提供を行う。
- ・市民の居住地等付近にクマ等が出没した際に、住民等への注意喚起及び避難誘導を行う。
- ・市民の居住地等付近にクマ等が出没し留まっている際に、猟友会等と連携した追払い、捕獲又は駆除を行う。
- ・市民の居住地等付近にクマ等が出没した際の対策の見直し、研修・訓練を実施する。
- ・地域庁舎でのクマ等の出没対応への協力・支援を行う。

（２）対策室を構成する課等と役割

市民部環境政策課に課内室として設置し、市民部環境政策課と防災安全課、農林水産部農山漁村振興課と農政課の職員全員に兼務発令し配置する。また、室長、副室長をそれぞれ環境政策課、農山漁村振興課におく。

構成する課	主な担当業務
市民部 環境政策課（室長） 防災安全課	◎本部班（対策室全体の判断、指揮） 情報収集、市民への情報発信・周知（街宣等）、 県・警察等関係機関との連携・調整 市関係部署との情報共有・調整、報道対応 他
農林水産部 農山漁村振興課（副室長） 農政課	◎現地班（主に現地対応） クマ等の搜索、追払い、捕獲（緊急銃猟含）、 猟友会・県・警察等との連絡・調整、 居住地等付近でのワナ設置 他

勤務時間内は、環境政策課（本所 6 階事務室）と農山漁村振興課（農村整備班）の職員が中心に対応し、早朝・夜間・休日等の勤務時間外は、職員に 365 日分の当番を割り当て、初動対応にあたる。

その後、出没した場所、クマが留まっているかどうかなどの状況によって、室長の判断により必要に応じて、対応人数を増やしていく。

取扱い事務の概要

担当者	事務の概要
室長	鳥獣害安全対策室の業務全般の総括、本部班業務の総括
副室長	現地班業務の総括
主幹	各課の本務と対策室の兼務業務との調整
環境政策課 防災安全課 の職員	本部班の業務 ・ 出没情報の受理（警察等との情報共有） ・ グループ LINE による市関係部署へ出没情報共有 ・ 市 HP(一覧)による情報発信 ・ 「けものおと 2」による出没場所の情報発信 ・ 防災無線による出没地域への注意喚起 (市街地での出没や郊外地に留まっている場合) ・ 公式 LINE や市 HP(個別)を作成し市民へ情報発信 ・ 鳥獣の動向に関する把握 ・ 市関係部署の対応状況の把握 ・ 市民や報道機関等の問い合わせへの対応 ・ 車による街宣広報
農山漁村振興課 農政課の職員	現地班の業務 ・ 現地での聞き取り、痕跡搜索 ・ 出没地域での鳥獣の搜索 ・ 鳥獣の誘引物の撤去、指導 ・ 注意喚起パトロール（車による街宣広報） (鳥獣が現場で確認された場合) ・ 猟友会への出動要請 ・ 発見した鳥獣の追払い ・ 捕獲許可申請 ・ 警察、猟友会との調整 ・ ワナによる捕獲の実施 ・ 銃猟による有害捕獲、緊急銃猟の実施
全職員	・ 対策の見直し、研修・訓練の実施 ・ 地域庁舎での出没への協力・支援